

日本薬剤師研修センター「薬剤師研修・認定電子システム（PECS）」 登録にあたっての注意事項

令和3年9月 公益社団法人静岡県薬剤師会

日本薬剤師研修センターでは、令和4年4月1日から「薬剤師研修・認定電子システム（略称：PECS）」を本稼働予定です。（当初令和3年9月予定から令和3年10月下旬に変更、さらに令和4年4月1日に再変更されました。）

これにより、紙媒体（研修受講シールの配付、薬剤師研修手帳による集計管理）は廃止となり、今後はインターネット上で研修受講単位の取得・管理、研修認定薬剤師の申請手続き等を行うこととなります。

よって、現在、研修認定薬剤師の認定を受けている薬剤師、これから認定を受ける予定の薬剤師はPECSをご利用いただくために、早急に同システムへの登録作業を行う必要があります。

つきましては、日本薬剤師研修センターホームページトップから「薬剤師研修支援システム」をクリックし、PECSの内容確認及び同システムへの登録を行うようお願いします。

1 薬剤師のPECS登録について

- ・研修受講管理、認定申請などすべての手続きは電子化され、PECSを使用することになります。日本薬剤師研修センターの研修受講単位が付与される研修の受講、認定薬剤師の認定申請等のためには、各自PECSに登録する必要があります。
- ・PECSへ登録しなければ、研修受講単位の交付を受けられなくなります。
- ・登録が完了すると、ユーザIDと集合研修等の受講時に使用するQRコードが交付されます（個人で厳重に管理してください）。
- ・PECS本稼働後は、日本薬剤師研修センターの承認を受けた研修会の受付方法も変わります。受講者は、交付されたQRコードを印刷して持参し、研修会主催者が設置したQRコード読み取り装置に読み取らせなければなりません（受付時と終了時の2回）。
- ・研修会主催者は、研修会終了後、QRコード読み取り装置にて読み取ったデータをPECSにアップロードすることにより、受講者の当該研修会の出席状況を日本薬剤師研修センターに報告することとなります。
- ・PECS登録者は、後日、PECSにアクセスすることにより、個人の研修受講履歴を確認することができ、また、所定の研修受講単位を修得した後は、PECS上にて研修認定薬剤師の申請手続きを行う事ができます。
- ・登録は、研修会の受講時ではなく、可能な限り早めにお願いします。

2 PECSへの登録方法

(1) 登録に際しては、薬剤師名簿登録番号と薬剤師名簿登録年月日が必要なため、薬剤師免許証をお手元に用意してください。パソコンだけでなく、スマートフォンからも登録可能です。

※メールアドレスの共用・共有はできません。本人固有のメールアドレスを記入してください。

※薬剤師名簿登録番号は、PECSに保存される研修履歴や認定情報のキーコードとなりますので、正確な入力が必要です。

※生年月日、薬剤師名簿登録番号、薬剤師名簿登録年月日はいったん登録すると修正できませんので、必ず薬剤師免許証で確認して入力してください。

(2) 登録完了後、ユーザIDがメールで送信されます。ユーザIDは、紛失するとPECSが利用できなくなりますので、なくさないように保管してください。本稼働後は、ユーザIDとパスワードを用いてPECSにアクセスすることになります。

PECS登録の方法

2. 右上の「▷薬剤師研修支援システム」をクリックします。



PECS登録の方法

3. 「薬剤師のPECS登録はごちらからです」の【薬剤師用入口】をクリックします。



PECS登録の方法

4. 新たな登録なので「新規登録の方はごちら」をクリックします。



※これまでに交付された研修受講シールは、認定申請時にPECSに単位数を入力し、研修手帳を別途日本薬剤師研修センターに送付することになります。

[日本薬剤師研修センターホームページ] <http://www.jpec.or.jp/>